

# 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課)

## 1. 事務・事業の概要

電気通信事業法第116条の2に基づき、電気通信事業者がDDoS攻撃等のサイバー攻撃への対応を共同して行うため、サイバー攻撃の送信元情報の共有やC&Cサーバの調査研究等の業務を行う第三者機関として認定することができます。

## 2. 指定、登録等の基準

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第116条の2第1項、第3項及び第4項

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定)

第百十六条の二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下この節において「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃(次のイ又はロに掲げる行為をいう。次項において同じ。)に対処する電気通信事業者を支援することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを目的とすること。

イ 情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)により行われるもの(ロ及び次項第一号において「設備攻撃」という。)

ロ 設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴(以下単に「通信履歴」という。)の電磁的記録により、設備攻撃に先立つて行われる当該探査を目的とする電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの(次項第一号イ(2)及びロ(2)において「攻撃先設備探査」という。)

二 次項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当する電気通信事業者を社員(同項第一号及び第二号並びに第三項第二号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2 (略)

3 第一項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 特定会員(会員である電気通信事業者であつて、前項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当するものをいう。次条第一項及び第三項並びに第百八十八条第十五号において同じ。)

の氏名又は名称

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲及びその実施の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、定款その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

5～7 (略)

(2) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(認定の申請)

第四十条の八の七 法第百十六条の二第三項の申請書は、様式第三十八の三の二によるものとする。

2 法第百十六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法を記載した書類

二 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 定款及び登記事項証明書

五 役員の名簿及び履歴書

六 その他参考となる事項を記載した書類

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 ICT-ISAC	5010405014647	平成31 年1月 8日	住所：東京都港区虎 ノ門2-5-5 電話：03-6715-4222	電気通信事業法第116条の2及び電気通信事業法施行規則第40条の8の7に鑑み設定した審査基準に基づき、認定することが適当であると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし。

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
なし	対価を得る事業ではありません。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(令和7年9月1日現在)

見直しを行った結果、特段の改善を要するものではありません。